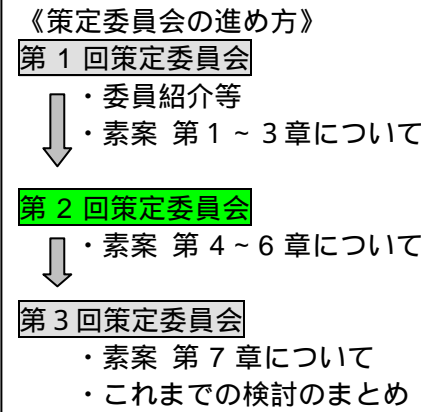


## 第2回 策定委員会が開催されました。

平成16年1月19日に「第2回市川すみどりの基本計画策定委員会」が開催されました。第2回では、第1回策定委員会及び緑の調査専門委員会議における委員のご意見に対する素案への反映を整理してお示するとともに、素案の第4～6章について議論されました。第4章からは、本計画の具体的な施策に関わる部分であり、委員の皆様から多くのご意見、ご提案をいただきました。

### 第2回策定委員会の内容

開催日 平成16年1月19日	議事次第 委員長からのあいさつ、本日の予定
開催場所 市川市第5委員会室	第1回策定委員会及び緑の調査専門委員会議の意見及び対応について 素案の補足説明(4章～6章) 質疑応答



第4章 基本的な施策(6本の基本方針に基づく基本的な施策)  
第5章 地域別計画方針(都市マスタープランに整合する4地域別の方針)  
第6章 緑化重点地区及び保全配慮地区  
(緑化重点地区及び保全配慮地区の設定、整備方針)

《第2回策定委員会の様子》



策定委員からの主なご意見	素案への反映
緑化協定とは？	緑地協定に修正します。
施策表に役割分担も載せて欲しい。	市民(NPO等も含む)事業者、市担当に分けた表を調べ整理しました。参考資料として掲載したいと考えております。
継続、拡充、新規がごちゃ混ぜになっている。この表をもう一度整理して作り直した方がいいのではないか。	・施策の体系表は、「継続・拡充・新規」の分類及び「市民・事業者・市」の分類を行い、見やすい形式に整理し、再提示します。 ・施策は、方針ごとに「施策の重要度」に応じて、並べ替えます。
風致地区の指している場所がおかしい。	将来像図において、風致地区区域が分かるように表記します。(凡例としても追加します。)
創造の方針が3つあり、創造を重点的にやりたいという狙いだが、今までのストックを重視していくべき。	一番、重要と考えているのが保全であり、そのために、保全、活用の基本方針を最初に掲げています。
協定樹林が毎年のように減ってきている。緑の創出よりも樹林地の喪失の方が早まっているんじゃないかと心配している。今あるだけの法制度じゃ減少するんじゃないかと考えている。	「協定山林制度における保全」の中に「近隣都市や関係団体等と連携して、樹林地に関わる税の軽減等を国や県に要望します。」の文章を追記します。
社寺林の扱いが小さいので充実させて欲しい。	社寺林の重要性をさらに打ち出し、施策内容について、保存樹木制度を盛り込んで充実させます。
県は真間川流域の水循環系再生構想を昨年12月に作成したが、それとの整合を考慮するのか。市川市独自で考えるのか。	県が今年度末に作るということですので、その辺を応用、活用しながら市川市独自の水マスタープランを作成したいと考えます。
公園緑地の用地取得は現実的に難しい。用地を買収するだけでなく、何かしら公園として位置づけ、確保していく視点が必要である。	「公園緑地の用地確保」にタイトルを変え、用地を占有或いは借用して公園緑地を確保していくことも盛り込みます。
各公園の整備面積で大きな面積はどこを整備していくのが明らかにしていく必要があるのではないか。	緑の基本計画は策定後、市民等に公表し、協働で事業展開していかなければなりません。整備面積の大きい公園の配置計画を詳細に計画書の中で提示することは好ましくないと考えています。策定済の各市町村の計画書を見ても同様に目安的な位置を表示しています。
総合公園を柏井、東国分、本行徳にそれぞれ作ると具体的に書いてあるが、将来像図に具体的に表せないのでしょうか。また、総合公園は合計4つだと思う。	総合公園の施策方針は、既設の大町公園の拡張であることから、表中の文を修正します。
緑の基金の活用内容を充実させて欲しい。	アクションプログラムへ追加します。
地域別計画方針を分かりやすくして欲しい。	4地域の主題となる施策等をクローズアップさせていきます。
外かん道路沿線の植栽の50mの根拠は？	川崎大気汚染公害訴訟において横浜地裁川崎支部の判決において沿道の50m以内を損害賠償支払いの対象範囲とした判決を出しておりますが、医学的には健康被害の範囲は、はっきりしていませんので50mの記載部分は削除します。
第一終末処理場の上部利用を図るは、水と緑の拠点ゾーンの一部として上部も利用するという形で考える必要があるのか、表現を変える必要がある。	施策のタイトルを「江戸川第1終末処理場上部及び敷地周辺を活用した緑地整備」とし、内容を修正しました。
都市緑地保全法の改正が提案される予定になっており、新しい制度として地域保全地域と緑化地域が位置づけられる提案がされるので、新しい法改正をにらんだ形で対応していく必要があると思う。	県、国に確認しましたが、緑化重点地区および保全配慮地区が無くなるとか両地区の制度名称や内容が変更されることは無いとの回答でしたので、素案の内容は変更しません。法改正については今後、閣議決定され国会を通過してからのお話で流動的であるとの回答でした。
保全配慮地区に行徳近郊緑地が載っていない。こちら辺をもっときちんと位置づける必要があると思う。	3章「将来像」及び第5章の「地域別方針 南部」にクローズアップさせて載せます。
推進する、検討する、関わるといった言葉の統一をして欲しい。	言葉の統一はもう一度内容を見て、最終段階で行ないます。